

安心を設置！！

墨田区救急通報システム事業

24時間365日 ボタン一つで通報・相談を受け付けます！

# 救急通報システム

○救急通報システムってどんなもの？

- ①通報があったときに、電話で安否を確認し、現場派遣員が駆けつけます。
- ②看護師等の専門スタッフがいつでも健康・医療相談をお受けします。
- ③通報がなくても2か月に一回程度、お伺いの電話をいたします。

し く み

利用者

具合が悪くて動けない！  
救急車を呼んで！

健康・医療相談をしたい！

## ③ 急行

ご自宅に急行し、お預かりしていた鍵を使い、安否の確認をします。



現場派遣員

## ① 通報

緊急時や、健康相談をしたいときに通報ボタンを押します。



②相談受付

緊急時

## ② 指示

通報を受け、異変を確認したら、救急搬送及び現場急行を指示します。

受信センター

通報機器の設置には、墨田区の委託警備会社が伺います。また、原則として、管轄消防署の職員が救急通報時における搬送経路の確認と総合的な防火防災診断のために同行します。

お申込窓口：墨田区高齢者福祉課（TEL：5608-6168 FAX：5608-6404）

最寄の高齢者支援総合センター又は高齢者みまもり相談室

# 1 救急通報システムの3つの機能について

## (1) 「救急通報」機能

家庭内で急病等の緊急事態が起きたとき、利用者が通報機のボタンや胸にかけたペンダントを押すと受信センターが緊急信号を受信します。受信すると看護師等の専門スタッフが利用者宅に備え付けられたスピーカーを通じ、利用者に話しかけます。このとき、応答が無い、又は、具合が悪くて動けないなど、利用者の状況に応じ、救急搬送や現場派遣の手配、親族等への連絡を行います。

## (2) 「健康相談」機能

24時間365日年中無休で看護師等の専門スタッフによる健康相談を受けることができます。

## (3) 「安否確認」機能

利用者からの通報がなくても、専門スタッフが2か月に1回程度利用者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行います。

# 2 対象者(次の要件を満たす方)

・ 墨田区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者のみの世帯の高齢者(日中又は夜間にひとり暮らし又は高齢者のみ世帯になる者も含む。)

※ ペースメーカーを使用している方は、一部利用上の注意があります。

※ 本システムの利用に当たっては、原則としてご自宅の鍵の複製を作ってください、それを預けていただくことになります。

# 3 利用者の負担金(下記のとおり)

階層	利用者負担金(月額)	基準(全てを満たすもの)
I	0円	① 慢性疾患があり(※)、それが悪化した場合に自分で電話がかけられなくなる者 ② 生活保護受給者又は利用者が住民税非課税の者(介護保険料所得段階 1~5)
II	500円	① 慢性疾患があり(※)、それが悪化した場合に自分で電話がかけられなくなる者 ② 住民税課税の者(介護保険料所得段階 6~15)
III	2,618円	上記 I、II 以外の希望する者

※ 慢性疾患の例:狭心症、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、腎臓病、高血圧、喘息、肝臓病等

(1) 利用者の負担金については毎年度算定いたしますので、お体の状態や所得の状況に応じて変更になる場合があります。

(2) 利用者の責めに帰すべき事由により貸与機器を損傷、紛失した際は、損害額をご負担いただく場合があります。(4万円程度)

# 4 「救急通報」機能についての注意事項

(1) 現場派遣員は、利用者の看護や身体介護を行うことはできません。

(2) 救急通報は「通報」が業務ですので、救急車への同乗・付き添いを行うことはできません。

(3) 救急通報用のペンダントは、屋外では使えません。

(4) 「救急通報」受信後に、必要と判断した場合は、現場派遣員がお預かりした鍵を使用し、利用者宅の玄関を開錠し、入室します。また、救急車で搬送された後、自宅の戸締りをします。なお開錠できる場合は限定されておりますので、ご本人と連絡が取れない等、緊急に安否確認が必要な場合は、消防署(119番)及び警察署(110番)へ通報してください。

# 5 申込方法

(1) 墨田区高齢者福祉課、高齢者支援総合センター又は高齢者みまもり相談室に該当の申請書一式を提出してください。

申請者・居住管理者・緊急連絡先・協力員(登録する場合のみ)の印鑑が必要になります。

(2) 機器の設置及びシステムの利用について、申請書を受理してから実際に利用を開始するまで1か月ほどかかることがあります。